法規的告示

○内閣府告示第百十九号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十七条及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十五条第一項の規定に基づき、平成十六年内閣府告示第百十七号（内閣府本府の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任した件）の一部を次のように改正する。

令和八年九月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗

別表日本学術会議事務局の項を削る。

附　則

この告示は、令和八年十月一日から施行する。

○内閣府告示第百二十号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第百二十六条及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）第三十二条第一項の規定に基づき、平成十七年内閣府告示第三十一号（内閣総理大臣の所掌に係る個人情報の保護に関する法律第五章第二節から第五節までに定める権限又は事務の一部について委任した件）の一部を次のように改正する。

令和八年九月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗

別表日本学術会議事務局の項を削る。

附　則

この告示は、令和八年十月一日から施行する。

○農林水産省告示第千四百九十七号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第五条において準用する同法第三条第一項の規定に基づき、錦鯉―用語の日本農林規格（令和四年農林水産省告示第四百四十四号）（ＪＡＳ　〇〇二〇）の一部を次のように改正し、同法第七条第一項の規定に基づき、公示し、令和八年十月三十日から施行する。

令和八年九月三十日

農林水産大臣　簗　和生

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

その他告示

○農林水産省告示第千四百九十八号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第三条第一項、第九条第二項、第十一条第三項、第十五条第三項、第十八条の二第二項、第十八条の六第三項、第二十四条第三項（同法第二十五条第二項において準用する場合を含む。）、第二十六条第一項及び第三十一条第二項の規定に基づき、令和八砂糖年度に係る同法第三条第一項の砂糖調整基準価格、同法第九条第一項第一号の指定糖調整率、同法第十一条第一項の異性化糖調整基準価格、同法第十五条第一項第一号の異性化糖調整率、同法第十八条の二第一項の加糖調製品糖調整基準価格、同法第十八条の六第一項の加糖調製品糖調整率並びに同法第二十四条第一項及び第二十五条第一項第一号の農林水産大臣が定める額並びに令和八でん粉年度に係る同法第二十六条第一項のでん粉調整基準価格及び同法第三十一条第一項第一号の指定でん粉等調整率を次のように定めたので、告示する。

令和八年九月三十日

農林水産大臣　簗　和生

一　砂糖調整基準価格　一、〇〇〇キログラムにつき一五五、五〇〇円

二　指定糖調整率　百分の三八・一四

三　異性化糖調整基準価格　一、〇〇〇キログラムにつき二三六、一七四円（うち消費税額及び地方消費税額分　一七、四九四円）

四　異性化糖調整率　百分の二〇・七八

五　加糖調製品糖調整基準価格　一、〇〇〇キログラムにつき三〇八、五五五円

六　加糖調製品糖調整率　百分の三二・七〇

七　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第二十四条第一項の農林水産大臣が定める額　一、〇〇〇キログラムにつき二五、六一三円（ただし、同項の規定による砂糖年度を区分した期間ごとに、同項の規定に基づき指定糖輸入申告者等に通知した数量の合計数量が輸入に係る砂糖につき農林水産大臣が定める数量に達しない場合には、当該農林水産大臣が定める数量から当該通知した数量の合計数量を控除した数量に係る額については、当該砂糖年度を区分した期間ごとに二五、六一三円を超えない範囲内において農林水産大臣が別に定める額とする。）

八　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第二十五条第一項第一号の農林水産大臣が定める額　一、〇〇〇キログラムにつき一四、一九一円（うち消費税額及び地方消費税額分　一、〇五一円）

九　でん粉調整基準価格　一、〇〇〇キログラムにつき二〇二、三六〇円

十　指定でん粉等調整率　百分の四・五九八

○農林水産省告示第千四百九十九号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第二十二条第二項及び第三十六条第二項の規定に基づき、令和八砂糖年度に係る国内産糖交付金及び令和八でん粉年度に係る国内産いもでん粉交付金の単価を次のように定めたので、同法第二十二条第三項及び第三十六条第三項の規定に基づき、告示する。

令和八年九月三十日

農林水産大臣　簗　和生

一　てん菜を原料として製造される国内産糖

正味一、〇〇〇キログラムにつき　二七、五九二円

二　さとうきびを原料として製造される国内産糖

㈠　鹿児島県

1　種子島において製造されるもの

正味一、〇〇〇キログラムにつき　四七、八九八円

2　奄美大島において製造されるもの

正味一、〇〇〇キログラムにつき　八〇、五三〇円

3　喜界島において製造されるもの

正味一、〇〇〇キログラムにつき　四九、七〇二円

4　徳之島において製造されるもの

正味一、〇〇〇キログラムにつき　四四、四一九円

5　沖永良部島において製造されるもの

正味一、〇〇〇キログラムにつき　四五、九六〇円

6　与論島において製造されるもの

正味一、〇〇〇キログラムにつき　八七、一〇三円

㈡　沖縄県

1　沖縄本島において製造されるもの（2に掲げるものを除く。）

正味一、〇〇〇キログラムにつき　四六、七三三円

2　沖縄本島において製造されるもの（沖縄本島において販売されるものに限る。）

正味一、〇〇〇キログラムにつき　三七、四三三円

3　伊是名島において製造されるもの

正味一、〇〇〇キログラムにつき　九四、七九〇円

4　久米島において製造されるもの

正味一、〇〇〇キログラムにつき　七六、二九七円

5　南大東島において製造されるもの

正味一、〇〇〇キログラムにつき　七三、一四〇円